

佐賀、昭 50 不 2、昭 51. 4. 12

命 令 書

申立人 福田製作所労働組合

被申立人 破産者 株式会社 福田製作所

主 文

被申立人は、昭和 50 年 2 月 6 日申立人から申入れのあった会社再建の方策について、団体交渉に応じなければならない。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人福田製作所労働組合（以下「組合」という。）は、株式会社福田製作所の従業員で構成され、佐賀県労働組合総評議会（以下「県評」という。）及び佐賀地区労働組合協議会に加盟している労働組合で、本件申立時の組合員数は 64 名である。

(2) 被申立人破産者株式会社福田製作所（以下「会社」という。）は、昭和 25 年以来肩書地に本社及び工場を、同市天神二丁目に神野工場を有し、機械器具の製作及び販売並びにこれに附帯する一切の事業を営んでいたが、昭和 50 年 2 月 18 日佐賀地方裁判所（以下「裁判所」という。）から破産宣告の決定を受けたものである。

2 会社の更生手続きの開始から廃止決定までの労使関係

(1) 株式会社福田製作所は積年の累積赤字を抱えていたが、窮状を打開し事業の維持更生を図るため、昭和 49 年 4 月 22 日裁判所に対し、会社更生手続開始の申立てを行っ

た。

- (2) 昭和 49 年 7 月頃の会社の経営状態は、他の機械下請加工、製造業者と同様に受注が激減し、減収をまねき、これが資金面を圧迫するという状態に陥り、今後の見通しもたたず、現状のままでは、その存続が危惧され、しかも会社の経営者は労使間の問題に時間をとられ、本来の業務に専念することが困難な状況であった。
- (3) 裁判所は昭和 49 年 7 月 26 日申立を容認し、更生手続きの開始を決定、管財人に公認会計士 B 1（以下「管財人」という。）を選任した。
- (4) 管財人は就任当初会社存続のためには、毎月 1,600 万円の水揚げが必要であること、経営者は組合の理解を得て受注の増加に努力すること、組合は給与について会社の経営状況を無視した要求をしないこと、という内容の調査報告書を裁判所に提出した。
- (5) 管財人及び代表取締役 B 2（以下「社長」という。）は、昭和 49 年 9 月頃から組合と再三人員整理を中心とした会社再建策について話し合いを行い、人員は半分に減らす必要があることを提案していたが、歩み寄りが見られなかった。このため管財人は、同年 10 月 28 日の更生計画案提出期限までには計画案の作成ができず、同年 12 月 25 日まで提出期限の延期を申請した。
- (6) 昭和 49 年 12 月 10 日管財人、社長及び B 3 本社工場長（以下「本社工場長」という。）は、裁判所において裁判官を交え組合三役と、2 分の 1 の人員整理、退職者に対しては昭和 49 年 4、5 月度分の未払賃金の即時払い、退職金は 1 年据置き 4 年分割払い、残留者には現行賃金の 80% 内払い、残りは計画達成時点から支払う、という内容の人員整理案について協議したがまとまらず、しかもその協議は、組合三役の中から人員卒減に应ずるより、全員退職のほうを希望するとの発言が出るほどで、そういうことは退職金も水泡に帰すような軽挙であると、裁判官に戒められる場面もあった。
- (7) 昭和 49 年 12 月 30 日の団体交渉（以下「団交」という。）で、管財人提案の退職金分割払いに対し、組合が 20% 即時支給を要求したので、管財人はこれに要する 1,500 万円の資金を工面するため、裁判所に対し、昭和 50 年 1 月 20 日まで更生計画案提出

期限について再度延期を申請した。

- (8) 昭和 50 年 1 月 18 日になって資金調達の見込みが全くなくなったので、管財人はこの旨を裁判所及び組合に報告し、この報告を受けた裁判官は管財人に対し、会社再建の不可能を示唆した。

一方組合は、退職金問題はあとまわしにして、まず、会社再建策を検討したいと提案してきたが、管財人は現状では更生計画案が立てられず、会社再建はもう駄目だ、と組合に回答した。

3 昭和 50 年 1 月 30 日の団交状況

- (1) 昭和 50 年 1 月 30 日会社再建、従業員の身分及び未払賃金その他について、会社は社長、本社工場長及びB 4 神野工場長（以下「神野工場長」という。）が出席し、午前中は会社二階会議室で組合の執行委員全員と、午後は 2 時 40 分頃から 7 時頃まで会社集会場で、組合上部団体オルグを加えた組合員全員により団交が行われ、管財人もこの席に同席していた。
- (2) 席上組合は、会社再建について解雇は行わず再建することを主張した。これに対し会社は資金的に行詰り、賃金も遅配を生じている状況である。また、再建のための人員整理の条件も整わなかったので、更生手続きも廃止されており、新たに会社を引きうけるという人があれば格別、このような人も見当らない以上再建は断念せざるを得ないと回答した。
- (3) 身分の問題についても、組合は賃金はもらえず、仕事はないという状況のため、身分関係を明らかにさせるよう要求したので、会社は昭和 50 年 1 月 30 日付で全員解雇することを口頭で通告した。
- (4) 同日午後の団交は、組合員全員解雇に関する問題と、未払賃金の支払方法について行われたが、意見のくい違いが生じ、結論を得ることができないまま、一時中断され、午後 7 時頃から会社応接室で、管財人、社長及び県評 A 事務局長（以下「A 局長」という。）の三者による約 30 分の協議が持たれ、昭和 49 年 12 月度分の未払賃金は、昭和 50 年 2 月 10 日に支払われることが決定され、このことは直ちに A 局長から組合

員全員に報告された。

- (5) この結果、未解決事項として残るのは、昭和 49 年 4、5 月度分の賃金差額、解雇予告手当及びまだ具体的な交渉が行われていない退職金であり、組合は組合員全員解雇に関する問題とあわせ、今後継続して交渉を行うことを、管財人及び社長に申入れ、社長は逃げかくれすることはないと発言し、当日は次回団交期日についての約束はなされなかった。

4 昭和 50 年 2 月 6 日付の団交申入れについて

- (1) 昭和 50 年 1 月 31 日社長は、会社に立寄ったうえ未払賃金の資金づくりに出かけ、外出先から会社に電話し、たまたま居合せた A 局長と話したのを最後に、その日は何の連絡もしなかった。
- (2) 組合は社長との連絡がつかず、会社の両工場長も社長の行方をさがしていたので、昭和 50 年 2 月 3 日社長の妻に電話し所在を尋ねたところ、承知していないとの回答をうけた。
- (3) 組合役員を含む組合員 12～3 名は、昭和 50 年 2 月 4 日午前 10 時頃団交を申入れるため社長の自宅に赴き、社長の妻に直接所在を尋ねようとしたが、同人との面会はず、かけつけたパトカーの警察官の説得により、その場は引揚げた。
- (4) 一方組合は、管財人事務所にも管財人を尋ね、社長の行方、会社の存続について説明を求めたところ、管財人は、社長の行方は知らない。会社も、もはや再建はできない、旨を回答した。そこで組合は、会社でこのことを全員に説明してくれるよう要求したが、管財人は交渉不慣れを理由に、自分の事務所でなら会おうと回答した。しかし、同日以後組合は交渉のため同事務所を訪れていない。
- (5) 昭和 50 年 2 月 1 日以降、引続いて社長の行方が判明しないので、組合は同年 2 月 6 日念のため今後の会社再建の方策、未払賃金及びその他の手当の支払計画について、社長あての団交申入書を提出することにしたが、この日も社長が不在であったので、やむなく神野工場長に手渡した。
- (6) 昭和 50 年 2 月 7 日依然社長は不在であったので、両工場長及び B 5 総務課長（以

下「総務課長」という。)の3名は、団交申入書の取扱いについて協議したところ、取締役B6に渡すことになった。翌8日総務課長は午前9時頃取締役B6宅に赴いたが不在であったので、同人の妻に伝言してこれを手渡した。

- (7) その後10日ないし15日経た頃、総務課長は取締役B6から、自分が組合の三役とでも会うべきだろうか、という電話による相談を受け、会った方が良くはないかと返答している。

5 その他

- (1) 従来団交は、特にその都度団交申入れを行うことなく、次の団交期日については、前回の団交の時点で決定し継続していた。
- (2) 労使双方は昭和50年1月18日当委員会に対し、会社再建のための人員整理案について調停申請を行ったが、裁判所が同年1月27日更生手続廃止を決定したので、同年1月28日調停は打ち切りとなった。
- (3) 当委員会は、昭和50年2月8日組合から、今後の会社再建及び未払賃金諸手当等の団交促進を調整事項とするあっせん申請を受理したが、どうしても社長の所在が判明しなかったため、同年2月15日労働委員会規則第65条第2項を適用し、あっせんは行わなかった。また、労使双方に対しては、同年2月19日十分に協議のうえ、誠意をもってこの事態に対処するよう勧告を行った。
- (4) 本件申立のあった昭和50年2月20日以降、当委員会の行った調査審問にも社長は全く出席せず、代理人が出席するのみで、現在までその所在は判明しない。

以上の事実が認められる。

第2 判断

1 被申立人の各主張について

会社を当事者として、1. 会社再建の方策 2. 未払賃金及びその他の手当の支払計画についての団交を救済内容とする本件申立について、被申立人は次のように主張する。

- (1) 被申立人は、昭和50年2月18日裁判所から破産を宣告され、破産財団の管理処分の権能は、破産管財人の専権に属するに至ったから、本件申立の被申立人たる適格を

有しない。

(2) 申立人が団交申入れを行ったという昭和 50 年 2 月 6 日当時、被申立人は更生会社であり、会社の事業経営及び財産の管理、処分の権能は管財人に専属し、申立人との正当な団交当事者は管財人のみであったから、社長が所在を明らかにしなくても、不当労働行為とはならない。

(3) 申立人の求める救済内容は、被申立人が破産手続に移行している現在においては、もはや事実上実現することができないことが明らかである。

よって、まず、前記各主張について判断する。

(1) 申立人の求める団交事項の未払賃金及びその他の手当の支払計画は、破産財団を構成する財産に関するもので、この事項に限っては、被申立人は団交当事者たり得ないといえたとしても、会社再建の方策については、理論上会社の存否に関する人格活動面に属するものとして、実定法上も、強制和議や同意廃止についての破産法の各規定の趣旨に照らし、被申立人は、団交当事者としての応諾義務を免れるものではない、というべきであり、破産管理人の専権に属するという被申立人の主張は、採用しがたい。

(2) 更生会社の財産の管理処分の権限は、管財人の専権に属するから、団交事項中未払賃金及びその他の手当に関する限り、被申立人の主張には理由があるが、申立人が団交申入れを行った昭和 50 年 2 月 6 日当時被申立人は、すでに会社更生法による更生手続の廃止が決定され、破産宣告必至の状況で、その実体は破産会社に準ずる会社であったとみるのが相当であるから、会社再建方策については、前項説示と同一の論拠により、団交当事者は管財人のみであったという被申立人の主張は、採用しがたい。

(3) 申立人の要求する救済は、会社再建方策についての団交開催であるので、これについて団交応諾義務が認められる以上団交の余地ありというべきで、法令上、事実上実現不可能との被申立人の主張は、採用できない。

2 団交の拒否及び不当労働行為の成否について

申立人は、被申立人に対し昭和 50 年 2 月 6 日会社再建の方策、未払賃金及びその他

の手当の支払計画について団交の開催を申し入れたが、社長は、何ら事由を明示することなく行方をくらまし、団交を拒否し続けている。と主張し、これに対し被申立人は、昭和 50 年 2 月 6 日申立人が団交を申し入れたことは知らない。と主張するので、以下判断する。

昭和 50 年 1 月 30 日の団交終了のさい、期日は未定であったが引続き団交を持つことを被申立人が約束していたこと。昭和 50 年 1 月 30 日以後社長の所在が判明せず、申立人との間に団交がもたれていないこと。団交開催が不可能であったことについて申立人に対し、被申立人の方から何の説明もなされていないこと。については前記認定のとおりである。

さらに、2 月 6 日申立人からの団交申し入れ書は、当日社長不在のため神野工場長に手渡されていること。団交申し入れ書受領後会社幹部間でその取扱いが協議され、団交申し入れ書は取締役 B 6 に手渡す措置がなされたこと。その後取締役 B 6 は会社総務課長に対し、この団交申し入れについての対応策を相談していること。が認められることから、申立人の意向は被申立人に十分伝わっていたとみるべきである。

本件団交申し入れ当時、組合員は、一律に全員解雇という不安定な状況下におかれていたことを考慮すれば、本来被申立人は、申立人の求める団交事項について応諾義務があるものと認められるものであるから、相当の障害は受忍し、進んで団交の場を設け、委細をつくして説明し、組合員の納得を得るよう努力すべきであったにもかかわらず、会社の社長は所在をくらますばかりで、申立人に何らの連絡をすることもなく、時日の経過のまま糊塗しようとするもので、甚しく誠意を欠くというべきであり、この会社の行為は、労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為と判断せざるを得ない。

第 3 法律上の根拠

以上のとおりであるから、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 51 年 4 月 12 日

佐賀県地方労働委員会

会長 平 野 義 隆